

令和6年度第2回鳥取県国民健康保険運営協議会 委員名簿

(敬称略)

委員区分	委員名	所属等
被保険者代表	江口 礼子	智頭町
	村岡 幸枝	三朝町
	藪澤 里美	伯耆町
保険医又は 保険薬剤師代表	河崎 一寿	一般社団法人鳥取県歯科医師会理事
	井上 雅江	一般社団法人鳥取県薬剤師会理事
	皆川 幸久	公益財団法人鳥取県保健事業団 総合保健センター所長
公益代表	山下 恵	社会保険労務士山下事務所/社会保険労務士
	松田 繁	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会常務理事
	石川 真澄	公立大学法人公立鳥取環境大学教授
被用者保険代表	村田 泰規	山陰自動車業健康保険組合鳥取支部総務課長
	森 博	全国健康保険協会鳥取支部業務グループ長

委員の任期: 令和6年12月12日～令和9年12月11日

鳥取県国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条の規定により設置される鳥取県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等については、この要綱の定めるところによる。

(調査審議する事項)

第2条 協議会は、法第11条第1項に規定された事項について、調査審議し、その内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (2) 法第82条の2第1項の規定による鳥取県国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- (3) その他の国民健康保険運営に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3名
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名
- (3) 公益を代表する委員 3名
- (4) 被用者保険を代表する委員 2名

(委員)

第4条 委員は、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び会長代理を置き、会長の選任は互選とする。

- 2 会長代理は、会長があらかじめ指名する。
- 3 会長に事故があるときは、会長代理が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の議長は、会長とする。

- 2 協議会は、協議会の庶務を行う所属の長が招集する。
- 3 協議会は被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険を代表する委員各1名以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課内において行う。

(議事録)

第8条 協議会は、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、開催の日時及び場所、出席者の氏名、議事の経過及び結果並びにその他必要な事項を記載し、会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年3月28日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成30年5月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。